

平成30年12月14日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 曾和 俊文

三田市オンブズパーソン 西野 百合子

平成30年8月14日付で

<p>申立てのありました意見等の</p>
<p>通知しました発意に基づく</p>

調査結果につきまして、三田市オ

ンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	<p>三田市は森林法（以下、「法」という。）及び三田市火入れに関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、三田市内で行われる「火入れ」に該当する焼却行為に関し、三田市長に対する申請及び市長許可が必要であること等を市民に周知せず、三田市内にて無許可で行われている「火入れ」に該当する焼却行為に対し、法及び条例等で規定されているその責任等も問わず容認し放置している。</p> <p>三田市の里山の保全目的、森林法に規定されている目的の為、この意見申立を行う。</p> <p>オンブズパーソンには、この意見申立に関する現状及び各関係機関に対して具体的な調査聴取等を行っていただき、法及び条例等に則した適正な市政運営が行われるよう、三田市に対して「勧告・意見の表明」を出されることを要求する。</p>
調 査 の 結 果	<p>1 はじめに、申立人による申立ての趣旨・理由の説明、また、申立人との面談で聴取した内容に基づき、本件申立ての趣旨を補足すると次のとおりである。</p> <p>(1) 三田市内では、田んぼの全面を面的に焼却する「稲わら焼き」や、畦草を面的に焼却する「畦焼き」等が行われている。これらは、法及び条例の規制対象となる「火入れ」に該当すると解される。にもかかわらず、三田市担当課は、これらを「火入れ」と解せず、法及び条例に基づく業務をまったくしていない。</p> <p>三田市は、農家の行う野焼きのうち、「火入れ」に該当する焼却行為に対して、法や条例に基づいた適正な業務をなすべきである。</p> <p>(2) 農村整備課から、三田市は盆地だから地理的にはほとんどが森林法の規制対象範囲である森林から1キロ以内に入ると聞いた。森林から1キロ以内の場所で</p>

行われている、畔をバーナーで順番に焼くような大規模な野焼きの行為について、それは「火入れ」に該当するのではないかと農村整備課に問い合わせると、法や条例の規律する「火入れ」に該当しないと判断したとの回答であった。それが今回の申立てのきっかけである。

- (3) 法及び条例によれば、「火入れ」に該当する焼却行為を行うには市長の許可が必要とされている。そして許可の要件として、「火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること」（条例4条2号）等と定められている。法の趣旨である延焼防止の観点から、「火入れ」は許可の要件を満たさなければ市長は許可をしてはならない。しかしながら、三田市では、「火入れ」に該当すると思われるような野焼きがあっても、許可の対象とせず、法及び条例に基づく業務を適正に行っていない。
- (4) 延焼防止のために法及び条例の規制がある。三田市では法及び条例の目的や規定に則した地方公共団体の責務が果たされていないため、市民が危険にさらされている状況にあり、里山の保全及び森林の保全も適正に行われていない。法及び条例に基づく業務が適正に行われるように、「勧告・意見の表明」を出すことを要求する。

2 以上に掲げる申立人の主張を踏まえ、オンブズパーソンとしては、三田市の法及び条例等の運用状況、「火入れ」に該当すると考えられる焼却行為の有無、関係行政機関等の法や条例等の認識について多角的に調査して結果を出す必要があると判断し、以下のように、市の担当課及び関係課、関係行政機関、関係団体に意見聴取を行い、また、オンブズパーソン会議を開き、この問題の検討を行った。

9月7日 申立人からの意見聴取

9月14日 市農村整備課、市消防本部予防課からの意見聴取

10月5日 三田警察署生活安全課、JA三田地区担当理事等からの意見聴取

10月18日 オンブズパーソン会議

11月2日 オンブズパーソン会議

11月19日 市農村整備課からの意見聴取及びオンブズパーソン会議

11月28日 オンブズパーソン会議

3 以上の意見聴取とオンブズパーソンとしての検討を踏まえた調査結果は以下

の通りである。

(1) 法及び条例による「火入れ」に係る規制の概要

本件申立ては、三田市内で行われている野焼きの中には「火入れ」に該当するものがあり、法及び条例に従って適正に規制されるべきであるというものである。そこで、はじめに「火入れ」について法や条例がどのように規制しているかを整理しておく。

(a) 地理的規制対象範囲

法 21 条は、「森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならない。」と定め、森林又は森林の周囲で「火入れ」に該当する行為を行う場合には市長の許可が必要であるとしている。この規定に違反した者には 20 万円以下の罰金を科す旨の規定（法 205 条）もある。

「政令で定める範囲内」との文言を受けた法施行令 3 条の 2 は、「法 21 条第 1 項の政令で定める範囲は、森林の周囲 1 キロメートルの範囲とする」と定めている。

さらに昭和 59 年 1 月 26 日付「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律に基づく森林法の一部改正について」の第 2 では、「森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地」は、特定の区域を限定したものではなく、森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地は全て含まれるとある。

よって、森林あるいは周囲を森林に囲まれた盆地の多い三田市の場合、農地も含めて、ほとんどの土地が地理的な範囲として、法の規制対象に入ると思われる。

(b) 野焼きと「火入れ」の関係

次に、「火入れ」とはどのような行為をいうものか、農家の行う野焼きは「火入れ」に該当するのか等については、昭和 59 年 1 月 26 日付で林野庁指導部森林保全課長から都道府県林務担当主幹課長あてで出された「森林法第 21 条（火入れ）の一部改正について」、及び、その附属資料である「火入許可制度関係質疑応答（未定稿）」が詳細に説明している。

① 上記質疑応答集によると、「『火入れ』とは、土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為」

であるとしている。この「火入れ」の定義は、条例2条2号でも確認されている。

② 「面的な焼却行為」とは、「ある区域を定め、その全域を対象として面的な広がりをもって焼却する行為」であり、焼却目的での限定はない。したがって、農家の行う野焼きも、その態様によっては「火入れ」に該当することがある。

③ すなわち、上記質疑応答集問6では、「森林から1キロメートルの範囲内であれば、田畑のあぜ焼き、河川の堤防、鉄道や道路及び建物等の敷地の法面にある雑草等の焼却も火入れとして規制の対象となるのか。」との問いに対し、「当該行為が面的な焼却行為であるか否かが問題であって、その地種区分が何であるかは問わない。したがって、実際に焼却される畦畔や法面等の幅員や延長、地形状況から、面的な焼却であるか否かをケースバイケースで判断すべきこととなる。」と回答している。

④ また、同上参考4では、「森林の周囲1km以内にある水田で、穀物を収穫した後に稲わら等を散布して焼却する行為は『火入れ』として取扱うべきか」との問いに対しては、「水田において、収穫後の稲わら等を焼く行為は、通常、水田全面に散布するか、又は相当数の箇所分散させて一斉に火をつけるものがほとんどの形態である。これは面的な焼却行為として森林法上の火入れに該当するものと解する」とある。

⑤ 以上から、農業者が行う野焼きであっても、水田全体を焼却する稲わら焼きは「火入れ」に該当し、土手の畦草などを焼却する野焼きは、その「畦畔や法面等の幅員や延長、地形状況から、面的な焼却であるか否かをケースバイケースで判断すべき」であるというのが、林野庁の見解であることがわかる。

以上の(a)、(b)をまとめると、森林から1キロメートルの範囲内で行われる野焼きについても、その形状、面積、形態によっては森林法第21条に規定されている「火入れ」に該当するものがあるということになる。

そして、「火入れ」に該当する場合には、火入れを行う者は、市長に対し許可の申請を行い、市長の許可を得なければならない(法21条、条例3条)。

(c) 許可基準

法及び条例によれば、「火入れ」の許可基準は以下の通りである。

① 目的の限定……「火入れ」は、「造林のための地ごしらえ」、「開墾準備」、「害虫駆除」、「焼畑」などの目的に限って認められる(法21条2

項)。従って、農家の行う「火入れ」も、上記の目的（害虫駆除等）を目的とするものに限って認められる。

- ② 延焼防止のための体制整備……条例4条2号は、「火入れ」の許可要件として「火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること」を挙げている。

具体的には以下のような規定があり、市長は、以下の諸点が遵守されることを確認した上で、「火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証を交付する」ことになる（条例5条）。

ア) 対象期間（条例7条）……1件につき7日以内。

イ) 対象面積（条例8条）……1回の「火入れ」は1ヘクタール以内

ウ) 火入責任者の設置と現場における指揮監督責任（条例11条）

エ) 防火帯の設置（条例12条）

オ) 「火入れ」従事者の配置（条例13条）……「火入れ」面積に応じて配置すべき従事者の数（0.1ヘクタール以下の場合には2名以上、0.5ヘクタールの場合には10名以上、1ヘクタールの場合には15名以上など）が定められている。

カ) 消火設備（背負式消火器、バケツ等）の携行（条例13条2号）

(d) 「火入れ」従事者等の義務等

「火入れ」を行う者は、市長から許可を受けると同時に、以下のような点に留意して「火入れ」を行わなければならない。

① 「火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第13条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない」（条例11条）。

② 「火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、火入れを行ってはならない」。また、「火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない」（条例15条）。

③ 「火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない」（条例

16条)。

さらに、条例は「火入れ」を行った場合の市長の義務等について、以下のように定めている。

「市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長にその旨を通知するものとする」。「市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を立ち合わせることができる」（条例 17 条）。

(e) 法 22 条による規制

さらに法 22 条は、「火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している農林水産省令で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない」と定めている。この規定に違反した者には 20 万円以下の罰金に処すとの規定（法 205 条）がある。

「必要な防火の設備」の具体的内容については、条例が定めており、その概要については(c)で述べたとおりである。

ここで注目されるのは 22 条後段が定める「通知義務」である。森林法施行規則 47 条第 3 項は「法第 22 条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲 1 キロメートルの範囲とする」と定めているので、「火入れ」に従事する者は、「火入れ」場所の周囲 1 キロメートルの範囲内の立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

ここでいう「通知」は、実務においては書面による個別的な通知として理解されているようであるが、周囲 1 キロメートルといえは相当広範囲に及び、所有者や管理者が確認できない場合も予想されるので、周辺地域の自治会や森林組合などに周知して、「火入れ」が行われる旨を所有者又は管理者が知りうる状態にしておくことで足りると解すべきであろう。また市長が「火入れ」許可をなした場合に市のホームページなどで告知するなどの運用である程度代替できるとも考えられる。

(f) まとめ

以上、いささか詳細に「火入れ」に関する法及び条例の規制の仕組みを、野焼きとの関係も意識しながらまとめてみた。「火入れ」に関する法制度は従来あまり意識されず、後に見るように、住民のみならず三田市役所内部においてもあまり知られてこなかったもので、あえて詳しく紹介した次第である。結論を再度まとめておく。

① 「火入れ」とは一定面積を広く面的に焼却する行為をいい、農家の行う

野焼きもその面積・態様等によっては「火入れ」に該当するものがある。

② 森林から1キロメートル以内の土地で「火入れ」を行う場合には、市長の許可が必要となる。市長は、「火入れ」が害虫駆除など法令で認めた目的で行われ、かつ、「火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる」場合でなければ許可してはならない。

③ 「火入れ」の許可要件、「火入れ」を行う者が遵守すべき義務等については、条例で詳しい定めがある。

以上のように、法及び条例が「火入れ」に対して厳格な規制を課しているのは、「火入れ」から生じる延焼、山火事の危険を防止し、森林を保護するためである。森林から1キロメートルの「火入れ」を規制対象としているのは広すぎるように思われるかも知れないが、それは、いったん山火事となった場合の被害の大きさに鑑みて、予防的に規制範囲を広くとっているものと解される。

(2) 三田市内における法及び条例の運用状況と今後の課題

(1)で詳しくみてきたように、一定の大規模な野焼きは、「火入れ」として捉えられるので、延焼防止の観点から万全の予防の体制が求められる。ところが、三田市においては、従来、この点の認識が弱く、法及び条例に基づく「火入れ」の規制が適切に行われてきたとは言いがたい。

① 市農村整備課に事情聴取したところ、三田市では過去10年間において、条例に基づく「火入れ」の許可申請がなく、したがって許可の件数もないとのことである。これは一定の野焼きが「火入れ」に該当するという認識が、三田市行政としても農家にとっても無かったからではないかと考えられる。

② 市農村整備課はオンブズパーソンによる事情聴取の中で、法令の解釈上は、水田を全体として面的に焼却するような「稲わら焼き」が「火入れ」に該当するということを認めている。とすれば、これまでもこのような稲わら焼きは三田市内において行われてきたと考えられるので、「火入れ」として扱い、市長の許可を求めるように農家を指導すべきであったと考えられる。今後は、オンブズパーソンの調査結果に示した見解に立って、水田の稲わら焼きを「火入れ」として許可の対象として扱い、農家にもそのように指導して、条例で定めた防火体制を確認した上で許可を与え、延焼防止に努めるべきである。

③ 市農村整備課では、畔を焼却する行為が「火入れ」に該当するかどうかはケースバイケースで判断するということである。もっとも、ケースバイケースといっても、どのような畦焼きが「火入れ」に該当するのかを農家に示す必要がある。そうでなければ、農家はどのような場合に「火入れ」許可の申請をしなければならないかが分からず、対応に困ってしまう。それ故、出来るだけ早く、市農村整備課で、いかなる野焼きが「火入れ」に該当するのかを判断する基準を定めるべきであり、その基準作成においては、消火活動の専門機関である消防署の見解や、取締り機関である警察の見解も聴取して、消防署や警察と三田市との間で、見解の齟齬がないように留意すべきである。なぜなら、三田市及び農家が「火入れ」に該当しないと判断しても、事後的に警察等の取締りがあり「火入れ」と判断される場合もあるということであれば、農家は安心して野焼きを行うことができないからである。

三田警察署生活安全課における聞き取りによれば、農業者の野焼きについて、過去に森林法違反で検挙した事例は無いが、今後検挙することはあり得るし、森林法の趣旨、森林保護の目的に反する野外焼却行為は規制対象となるとのことである。

④ なお、畔をバーナーで順番に焼くような大規模な野焼きの行為について、市農村整備課は、焼却後の写真を見るかぎりでは「火入れ」に該当しないと判断しているようである。しかし、バーナーで次々に畦草を焼却するような野焼きは、結果として土手全体を面的に焼却するものであって、風向きによって他に延焼するおそれがあり、相当に危険であることは否めない。法及び条例の趣旨・目的が延焼防止であることに照らせば、一人で火をコントロールできないような野焼きは、害虫駆除の目的で認められる場合があるとしても、面的な焼却＝「火入れ」に該当するとして、市長の許可制の下で、延焼防止の視点からの必要な防火体制をとった上で行われるべきであると考ええる。

⑤ 次に、「火入れ」に関する上記の規制が野焼きを行う農家に対して与える影響についても述べておきたい。JAに事情聴取したところ、市農業整備課が「火入れ」に関する規制をこれまで意識していなかったことも反映して、農家にとっては、法及び条例に基づく「火入れ」の規制が一定の態様で行われる野焼きにも適用されるという認識がなかったようである。しかしながら、農業者は、延焼防止については従来から神経を使ってきたと

のことであり、例えば、ため池の畔を大規模に焼却する場合には、消防団にも出動してもらい、集団的に延焼防止の体制を十分にとってから行ってきているとのことであった。

このように農家として従来から延焼防止に気を配ってきているということであれば、延焼の可能性がある大規模な面的焼却行為であるような野焼きを「火入れ」として扱い、市長の許可制の下で、防火体制を整えて行うべきことは、農業者の利益にも合致していると考えられる。

なお、JAが懸念していることとして、火入れに該当する野焼きについて条例に基づき許可申請を行うとしても、事前の確認を三田市がどうするかなど、煩雑な運用にならないかが不安であるとのことである。また、天候に大きく左右されるものなので、事前に申請しても予定どおりの日程で実施できないケースも考えられるという点も懸念されるということである。法及び条例を運用するにあたって、三田市には、農家に不安を与えたり、混乱を招くことのないような広報や周知、また柔軟かつ適切な対応が求められる。

(3) 延焼防止の観点からのその他の規制について

(1)、(2)では法及び条例による規制について説明してきた。以上に加えて、野焼きに対して、延焼防止の観点からする規制は他にもあるので、次にそれを説明しておきたい。

(a) 消防法 3 条

消防法 3 条は、「消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」と定めている。「必要な措置」とは、①「火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備」、②「残火、取灰又は火粉の始末」、③「危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理」、④「放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去」である。

野焼きは、火を扱う点で、火災予防の見地から特に注意が必要な行為である。野焼きが行われた場合に、通報等に基づき、消防署員が現場に赴き、必要に応じて野焼きの中止を命ずるのは、上記の権限に基づくものである。

(b) 三田市火災予防条例 48 条

三田市火災予防条例 48 条は、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をしようとする者は、「あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない」と定めている。これは「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」を規制する趣旨ではなく、当該行為が行われることを予め消防署として把握しておくことで、誤った消火活動を避け、あるいは、万一当該行為が原因となる火災が発生した場合に消火活動が迅速に行えるようにするための、いわば情報収集のための規定である。

農業者が行う野焼きは、それが廃棄物処理法や森林法に照らして適法に行われるものであったとしても、時として空高く煙を上げ、あるいは、火災の危険を内在するものであるため、あらかじめ野焼きを実施する旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

市消防本部予防課に事情聴取したところによれば、火災予防条例 48 条に基づく届出は、年間 100~130 件程度で推移しているとのことである。野焼きもこの届出の対象となることからすれば、現在のところ、全ての野焼きが消防署に届出されているとは言えない実情である。火災予防の視点から、野焼きを行う場合にはその旨を消防署に届出することが望まれる。

なお、火災予防条例に基づく届出は、消防署の情報収集のために行われているものであって、届け出た行為の適法性を公認するものではない。事前に届出がなされていようとも、実施にあたり法令に違反する点があれば、当然、警察の検挙の対象となり得る。この点は誤解されがちなので、念のために指摘しておく。

(c) 軽犯罪法 1 条 9 号

軽犯罪法 1 条 9 号は「相当の注意をしないで、建物、森林その他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火し易い物の附近で火気を用いた者」に該当する者に対して、「拘留又は科料に処する」と定めている。

野焼きも火気を用いるので、この条文との関係も問題となる。野焼きを、燃えやすいもの、引火しやすいものの附近で行う場合には、火災の危険を引き起こさないよう「相当の注意」を払うことが求められる。

(d) まとめ

以上のように、野焼きに対しては、法と条例による規制以外にも、延焼防止の観点から様々な法律に基づく規制が課せられている。それは、野焼きがもともと火災の危険を内包する行為であることに起因している。野焼きが、害虫駆除や焼却灰の肥料活用などの効用があり、農業活動にとって必要かつやむを得ないものであるとしても、野焼きが火災の危険を内包する行為であることを十分に認識して、延焼防止のために万全の体制を取って行うべきである。

4 調査結果のまとめ：勧告と意見表明

本件申し立てを受けての、オンブズパーソンとしての調査結果は以上の通りである。最後に、調査結果のまとめとして、三田市に対して幾つかの意見・勧告を行いたい。

第1に、これまでの三田市行政において、法21条、22条と条例に基づく規制は、ほとんど行われてこなかったといえる。今後は、「火入れ」に関する規制の趣旨を踏まえて、農業者の行う野焼きと「火入れ」の関係について整理し、いかなる野焼きが「火入れ」に該当するののかについての判断基準を定立し、「火入れ」に該当する野焼きについては市長の許可が必要である旨を関係住民とりわけ農業者に対して周知徹底すべきである。

第2に、「火入れ」に該当する野焼きについては、延焼防止の観点から、法及び条例に基づき、必要な従事者の確保、消火設備の携行、気象条件の確認などについて確認・規制すべきである。法22条に基づく「通知」については、農業者だけの努力では困難なことも想定できるので、所有者・管理者情報の提供や市広報の活用など必要な協力を行うべきである。

第3に、法及び条例による規制以外にも、野焼きに対して、延焼防止の観点からの規制がある。野焼きが火災の危険を内在する行為であることに鑑みて、農家に対して、改めて、火災予防の視点からの適切な配慮を求めるべきである。

5 付言

現在三田市では、野焼き問題の解決が緊急の課題となっている。オンブズパーソンとしても、既に、今回を含めて3度、この問題について調査してきた。平成29年度申し立て第5号及び第6号についての調査結果通知書は、主として、周辺住民の生活環境の利益と農業者の利益の調整に係わる問題についてのものであったが、今回の調査結果は主として延焼防止の観点からする野焼きの規制についてのものである。いずれも、従来の三田市行政において、十分な取り組みがな

	<p>されてこなかった問題であった。それぞれの検討結果についてここでは繰り返さないが、オンブズパーソンの調査結果を市行政としても正面から受け止めて、この問題の解決を図っていただきたい。</p> <p>また、野焼き問題の解決は、農業者の正当な利益と周辺住民の生活環境利益とを適切に調整する必要がある、その解決を農業者の負担にのみ委ねることはできない。害虫駆除や肥料生成のために真にやむを得ない野焼きについては、周辺的生活環境に支障が出ない形で、かつ、延焼防止の万全の体制を整えた上で実施するとともに、野焼きをする必要のない農業廃棄物の処理については三田市もその回収・処理に協力して、野焼きの総量を減少させるべく努力すべきである。</p> <p>最後に、野焼き問題の解決のために、関係者（農業者、周辺住民）や関係機関（三田市の関係部署、JA、三田警察署など）が一同に集まり、それぞれの立場からの事情を説明し、解決策を工夫するような「野焼き問題の解決のための連絡協議会」（仮称）を設置してはどうであろうか。また、解決策を工夫する前提として、野焼きの実態に関する定量的な調査を行うべきであろう。野焼き問題の具体的解決は、なかなか容易ではないということを認めた上で、関係者が知恵を絞って解決のために取り組むことが重要ではないかと考える。</p>
備 考	